

魚あらの処理 ～適正処理とリサイクル～

卸売市場や小売店等で発生する魚の内臓、骨、皮などの不可食部分のことを「魚腸骨（魚あら）」といいます。

魚あらは、水分量が多く、腐敗が早く悪臭を放つため、日々適正な処理が必要である一方、市町村の清掃工場での焼却・埋立処分では適正処理が困難なものです。

また、魚あらのリサイクルにより生産された魚粉・魚油は養殖漁業や畜産業の飼料等としての需要があるため、大阪府内で排出される魚あらはリサイクルを推進しています。



廃棄物処理法に基づく排出事業者の責務

<排出事業者の責務>

廃棄物処理法では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任での適正処理、再生利用(リサイクル)等について規定されています。

排出事業者は、排出した廃棄物の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く認識して、廃棄物の処分(リサイクル)が適切・確実に実施されるよう、排出事業者自らが主体的に取り組む必要があります。

また、食品廃棄物の不適正な転売事案を受け、平成29年1月に国において「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドライン」(農林水産省・環境省)が公表され、改めて排出事業者の責務の適確な履行が求められています。

○廃棄物処理法第3条(要約)

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

<排出事業者の費用負担>

排出事業者責任の考えのもと、排出した廃棄物の処理に係る費用は、排出事業者自ら負担していただく必要があります。

魚あら処分費用の排出事業者負担

魚あらの処分(リサイクル)は、悪臭や衛生上の問題を解決するためには、大阪府内で適正な処分(リサイクル)の体制を整備する必要がありました。このため、平成6年4月より、大阪府内市町村等で構成する大阪府魚腸骨処理対策協議会から、その構成員の負担金を財源として、府内のリサイクル業者である小島養殖漁業生産組合へ魚あらの処分を委託することにより、その体制整備を図ってきました。

その結果、現在は、収集運搬や処分(リサイクル)の体制が整備され、府内で発生する魚あらは日々適正に処分(リサイクル)されています。このような中、前述のとおり、平成29年1月に国から廃棄物の排出事業者の責務の徹底につき、ガイドラインが示されたところです。

つきましては、平成31年4月から、本来、処理責任を有する排出事業者が自ら処分事業者と契約して料金を負担していただきます。

排出事業者の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今後の手続き(契約方法等)

大阪府内の魚あら処分(リサイクル)業者は、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、魚あらの再生利用(リサイクル)を行う府内唯一の事業者で、市町村が魚あらの搬入先と認めている小島養殖漁業生産組合のみです。

魚あらの排出事業者は、これまでの収集運搬業者との収集運搬委託契約に加えて、府内で唯一、食品リサイクル法に基づく国の登録を受けた小島養殖漁業生産組合との処分委託契約を平成31年3月までに締結いただく必要があります。

平成30年10月頃以降に、処分(リサイクル)業者又はその委任を受けた収集運搬業者から、排出事業者の皆様へ、具体的な契約方法や料金について連絡がありますので、ご対応をお願いします。なお、平成31年度の処分料金は、処分(リサイクル)業者から平成30年度後半に公示される見込みです。

※小島養殖漁業生産組合：岸和田市地蔵浜町7-1(事業本部)
岸和田市臨海町16-1(フィッシュミール工場)

魚あらの適正処理(リサイクル)のためにご留意いただきたいこと

<適正処理のために>

○ 魚あらは水分が多いことや悪臭や衛生上の問題があることから、市町村の清掃工場に持ち込むことはできません。適正処理を確保するため、適宜、持ち込まれた廃棄物の展開検査等を実施し、チェックします。

魚あらは、他の廃棄物とは分別して、処分(リサイクル)してください。

○ 排出事業者が買取代金を受け取っていたとしても、運送費を差し引きして、排出事業者側に負担が発生している場合は、有価物ではなく、廃棄物と判断されるため、廃棄物処理法の規定に従った適正処理が必要です。

○ 全体として有価で買い取られる魚あらであっても、有価物(買値がつく部分)と廃棄物(買値がつかず処理費用がかかる部分)が混在している場合は、収集運搬、処分(リサイクル)の過程で廃棄物部分が適正処理されない恐れもあります。

また、遠隔地の処理施設への運搬・搬入は、時間の経過や収集運搬の状況によっては、劣化・腐敗などによる悪臭や浸出液の飛散・流出の原因となる恐れもあります。

そのため、魚あらは全量が府内で処分(リサイクル)されるようご協力をお願いします。

<魚あらのリサイクルにご協力ください>

○ リサイクルを行うことにより、処理困難なごみ(魚あら)が減少し、資源(魚粉・魚油)が生まれ出されます。3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みにご協力をお願いします。

○ また、府内の処分(リサイクル)施設での魚あらの処分量が増加すれば、スケールメリットが働き、排出事業者の皆様方に負担いただく処分料金の抑制にもつながります。

○ 府内で魚あらのリサイクルを実施できるのは、小島養殖漁業生産組合のみです。府内の魚あらの適正処理を将来にわたって継続できるよう、排出された魚あらは全て同施設に搬入し、リサイクルされるようご協力をお願いします。

《問合せ先(市町村の担当部署)》

魚腸骨(魚あら)の排出事業者の皆様へ

平成31年4月から、
魚あらの処分費用のご負担をお願いします

○ 大阪府内の卸売市場や小売店等から発生する魚あらについては、これまで、大阪府魚腸骨処理対策協議会が処分(リサイクル)を委託することにより、府内の魚あらの処分(リサイクル)の体制整備を図ってきました。

○ 一方、排出事業者(卸売市場、小売店等)は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があり、平成29年1月には、国から排出事業者の責務の適確な履行を求めるガイドラインが公表されています。

○ 魚あらについては事業者が自己処理することが原則であり、収集運搬や処分(リサイクル)の体制が一定定着してきたことから、平成31年4月から、本来、処分(リサイクル)に係る費用を負担する責務がある排出事業者にご負担いただきます。

排出事業者の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※ 大阪府魚腸骨処理対策協議会とは、大阪府域における魚あらの適正な処理を図るため、大阪府、府内市町村及び府内清掃組合で構成された組織です。

料金負担のイメージ

